

# 令和7年度

# 学校いじめ防止基本方針



鈴鹿市立若松小学校

(最終改定 令和 5年 8月)

# I いじめについての基本的な考え方

## (1) はじめに

いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識するとともに「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童一人ひとりに徹底することが大切であるとともに、児童の発達段階に応じた取組を系統的に実践することが求められます。そのため、教職員は、日々の学校生活の中で、いじめを見抜く鋭い人権感覚といじめを絶対に許さないといった毅然とした姿勢を身に付けることが必要とされます。いじめの問題には、学校、家庭、地域が一体となって児童を見守りながら、いじめを生まないための未然防止に力を注ぐとともに、いじめが起った場合には、いじめの兆候を早期に発見し、適切に対処することで、すべての児童が、安心して学び、生活できる教育環境づくりに取り組んでいくことが重要です。

本校では、鈴鹿市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、望ましい子ども像を目指して次のように基本理念を定め、いじめの防止等の対策に、強い決意を持って取り組んでいきます。

◎教職員は、いじめが行われなくなるように鋭い人権感覚を持って取り組みます。

○ いじめは、全ての児童生徒に関する問題であることを念頭に置き、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、とりわけ教職員はいじめを見抜く鋭い人権感覚を持ち、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目標に取り組みます。

◎児童には、いじめの問題の重要性を理解させます。

○ すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、いじめが絶対に許されない行為であることやいじめられた児童の心身に及ぼす深刻な影響等について、児童が十分に理解できるように取り組みます。

◎いじめの問題に正しく向き合う児童を育みます。

○ すべての児童一人ひとりの違いを理解し、相手を思いやり、自他の命を尊重する心を育むことにより、人権を尊重し共に支え合う力と、児童の主体的な活動を促す自立する力を育むことができるように取り組みます。

◎地域ぐるみで、いじめの問題に取り組みます。

○ いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、市教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、地域ぐるみで取り組みます。

## (2) いじめの認識

### ・いじめの定義

#### いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

### ・いじめのとらえ

「いじめ」について次のように認識し、いじめの防止等の対策を推進します。

- ・いじめは、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得る問題であり、被害と加害が入れ替わる等、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。
- ・いじめは、学校の内外を問わず起こり得る問題である。
- ・いじめは、表面化した問題だけでなく、いじめにつながる小さな芽は、日常的に起こっている。
- ・いじめは、「いじめ」を行う子どもと「いじめ」を受ける子どもだけでなく、「いじめ」の行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬふりをしている「傍観者」といった集団が存在する「四層構造」から成る、集団の課題としてとらえる。

## II 学校いじめ防止等のための組織

### ◇根拠

法第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

#### 「学校いじめ防止対策連絡会議」

### ◇委員の構成

構成員は、校長、教頭、教育支援部（生徒指導担当、教育相談担当、人権教育担当、養護教諭）、その他校長が必要と認める者

### ◇会議の開催

年間2回の開催を行う。

ただし、必要に応じて会議を設けることができる。

### ◇機能

機能としては、学校いじめ防止基本方針に規定する取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証、修正等、学校におけるいじめの相談・通報の窓口、いじめに関する情報や問題行動等に係る情報の収集及び共有等、いじめの事実関係の調査、児童への指導、支援体制の整備、対応方針の策定・保護者との連携等、重大事態が発生した際の情報収集や事実の調査とする。

### III 学校でのいじめ防止等のための対策

#### (1) 未然防止に向けて

##### i 学校経営における位置づけ

特別の教科 道徳をはじめとしたすべての教育活動を通じて児童の社会性、規範意識、思いやりなどの豊かな心や、仲間とのコミュニケーション能力、思考力、判断力、表現力などを育み、生きる力を培う学校教育活動の充実を図り、すべての児童にわかる授業・楽しい授業を目指した授業改善に努めるとともに、学級活動や学習活動での居場所づくりに心がけます。また、特別活動を通じて、自己指導能力や自己実現のための態度や能力の育成を図るとともに、よりよい人間関係を築く力と問題解決能力の育成を目指します。

教職員相互が児童の様子について、気軽に情報交換を行うことができる組織的な生徒指導体制の構築を図るとともに幼稚園・保育所園と小学校、小学校と中学校との連携を図り、途切れのない子どもの支援に努めます。

学校支援ボランティアの活用を促進し、地域の協力を得た体験学習などを通じて、児童同士や地域住民との交流による人間関係づくりを推進します。

##### ii 教職員等を対象とした取組

担任等、教職員のいじめの問題への認識や自覚を深め、人権感覚を高めるため、計画的にいじめの問題への資質向上につながる校内研修を位置付け、日頃から、児童と積極的に向き合い、日々の生活ノートや定期的なアンケート調査に加え、教育相談の実施等により、児童が示す変化や危険信号を見逃さず、児童がいじめを訴えやすい体制づくりに組織的に取り組みます。

##### iii 児童を対象とした取組

「授業づくり」においては、学ぶ楽しさや充実感を味わえる「授業づくり」「わかる授業」を行い、補充指導の充実を図る等、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進しています。

コミュニケーション力の育成については、自分の思いを上手に伝える表現力や、相手の考え方を受け取る理解力、相手の身になって人の心を思いやる共感力を育む取組を行っていきます。

児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。

「集団づくり」においては、人権意識が高く、正義感のある「集団づくり」を目指し、学校の教育活動全体を通じて、道徳教育・人権教育の充実を図ります。

「いじめは絶対に許されない行為である」ことを理解し、いじめを見逃さず、いじめを許さず、お互いを思いやり尊重し合える集団づくりに取り組みます。

良好な人間関係がある「集団づくり」では、学級や学校をすべての児童が安心・安全に生活できる場所にします。また、日々の授業や行事等において、すべての児童が共に高め合い、活躍できる場面を多くします。そして、児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進めます。

また、人とかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む異

年齢交流を行うとともに、児童の主体的な活動を重要な取組みとして位置づけ、児童会が中心となって、いじめのない学校づくりを推進します。

情報モラル教育の推進では、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的な指導を進めます。

## (2) 早期発見及びいじめへの対処に向けて

### i 早期発見に向けた取組

- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進めるとともに、児童が発する小さなサインを見逃すことが無いよう、日頃から児童理解に努めるとともに、児童や保護者との信頼関係の構築に努めます。
- ・遊びやふざけあいと思われるような些細な行動にも目を向け、教職員間での情報共有を図り、いじめを見過ごさず、積極的に認知するよう努めます。
- ・いじめについてのアンケートを実施した際は、実施した日にアンケート内容を確認するなど、児童からのいじめの訴えに迅速に対処します。
- ・インターネット等への誹謗中傷などの書き込みといった潜在化するいじめの問題には、児童及び保護者から、積極的な情報が得られるよう日頃からの協力体制、信頼関係の構築に努めます。

### ii 初期対応での取組

- ・児童本人やその友人、保護者などからいじめについての相談を受けた場合は、いじめを受けた児童の立場に立って、丁寧に聞き取りを行うとともに、迅速に家庭とも連携しながら、必要な措置を講じます。
- ・いじめを行った児童にいじめの認識がない等、いじめを受けた児童との間で見解が違う場合は、複数の教職員での聞き取りを基本とし、周りにいた児童からの聞き取りやアンケート調査など客観的な事実関係の把握に努めます。
- ・教職員は、いじめの相談は、勇気をもって行われたものと認識し、相談内容については、守秘義務を心得、個人情報やプライバシーに十分に配慮した対応を行います。

### iii 児童への指導や支援

- ・いじめを受けた児童やいじめを知らせたり、止めたりした児童を全教職員が一体となって守り通します。
- ・いじめたとされる児童に対しては、人権尊重の視点に立ち、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向け、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得ながら、当該児童の人格の成長を基本とした必要な教育的支援を行います。
- ・いじめの問題の背景には、児童が複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられることから、表面的な問題だけを把握することに留まらず、児童を多面的にとらえ、問題の解決を図るよう努めます。

### iv 組織的な対応

- ・いじめへの対応は、特定の教職員で抱え込みます、その内容にかかわらず管理職に迅速に報告し、全教職員で共有するとともに組織的な対応を行います。

- ・いじめの問題には、基本的に次の対応方針で臨みます。
  - 「情報の把握 → 管理職等への報告 → 初期対応の確認
    - 事実関係の把握 → 対応方針の決定及び保護者への連絡
    - 指導及び心のケア → 再発防止策の検討及び実践」
- ・いじめの問題は、すべて市教育委員会に報告するとともに、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察への相談や通報など関係機関と十分な連携を図ります。
- ・いじめの再発防止に向けては、教職員の指導体制や児童の仲間づくり、集団づくりの取組等について検証し、いじめを許さない学校づくりを目指した学校教育活動の再構築を図ります。
- ・いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整えます。

#### v 学校でのいじめの相談

学校は、定期的な教育相談の実施やスクールカウンセラーの積極的な活用等による相談体制の整備や充実を図ります。また、学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制を整えます。

さらに、児童の悩み等を積極的に受け止め、いじめの早期発見・早期対応を図るため、校内での相談窓口の明確化や相談手段の工夫等を行い、いつでも誰でもが、いじめの相談を行うことができる体制を整えるとともに機能させます。

#### 【鈴鹿市のいじめ相談窓口】

- ◆ いじめSOS電話相談 059-382-9250  
(平日8時30分～17時15分)
- ◆ いじめSOSメール ijime-sos@city.suzuka.lg.jp (24時間受信可能)  
※ 平日8時30分～17時15分以外は、返信が翌日以降になります。
- ◆ 子ども人権相談 059-384-7422  
(平日8時30分～17時15分)
- ◆ 子ども家庭支援課相談電話 059-382-9140  
(平日8時30分～17時15分)

#### 【鈴鹿市以外のいじめ相談窓口】

- ◆ いじめ電話相談 059-226-3779 (毎日 24時間)
- ◆ 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 (毎日 24時間)
- ◆ こどもホットダイヤル 0800-200-2555 (13時～21時)
- ◆ チャイルドラインMIE 0120-99-7777 (16時～21時)
- ◆ 少年相談110番 0120-41-7867 (月～金 9時～17時)
- ◆ 少年サポートセンター 059-354-7867 (月～金 9時～17時)
- ◆ 子どもの人権110番 0120-007-110 (平日 8時30分～17時15分)
- ◆ 子どもの人権SOS-eメール (24時間受付)

[https://www.jinken.go.jp/soudan/PC\\_CH/0101.html](https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html)

### (3) 取組の評価・点検及び学校運営改善の実施

学校では、学校経営の改革方針などに、いじめの問題への対策等を盛り込むとともに学校運営協議会による学校関係者評価を行い、毎年度、取組状況についての評価・点検結果を公表します。

また、教職員が子どもと十分に向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようするため、学校組織マネジメントの整備や校内体制の見直しを図るなど、学校運営の改善に努めます。

## IV 重大事態への対処

### (1) 重大事態の認識 (いじめ防止対策推進法第28条)

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な障害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定しています。

いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (2) 重大事態発生時の対応基本方針

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

- ・重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- ・教育委員会を通じてすみやかに市長へ重大事態発生の報告をする。
- ・当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。

学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ防止対策連絡会議を調査の組織母体とします。

なお、その際には、市教育委員会が学校に対して必要な指導・助言を行います。

また、調査に当たっては、必要に応じて、県教育委員会と連携を図るとともに、児童相談所、警察等の関係機関に協力を要請するものとします。

なお、ここで行う調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、市教育委員会又は学校は、鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会や学校いじめ防止対策連絡会議等に対して積極的に資料を提供します。

具体的には、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

また、児童が自殺等により亡くなった場合について、詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が市教育委員会または学校が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとします。

なお、いじめられた児童の置かれている実態に応じて、次のような対応を基本とします。

### **① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合**

いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員への質問紙調査や聴き取り調査等を行います。その際には、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施します。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止めます。さらには、いじめられた児童の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行います。

### **② いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合**

いじめられた児童の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等に着手します。

### **③ 児童の自殺という事態が起こった場合**

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指していくこととします。

### **(3) 調査結果の提供及び報告**

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明します。

これらの情報の提供にあたって、他の児童のプライバシーの保護や関係者の個人情報に配慮しつつも、隠蔽と受け止められることが無いよう適切に提供します。

## 若松小学校 いじめが起こった場合のフロー図

